

令和4年度 母子保健報告事項

大阪府健康医療部保健医療室地域保健課母子グループ

令和4年8月

弱視児・難聴児早期発見・療育推進事業－屈折検査導入支援事業－

目的

子どもの50人に1人とされる「弱視」※を早期に発見し、早期に治療に繋がられるよう、府内市町村における3歳児健診での屈折検査体制整備を促進し、府内一元的に体制整備・強化を図る。
※「弱視」は視覚中枢（脳）の发育障害であり、治療をしなければ眼鏡をかけても視力が出ない。視力の発達のピークは1歳半頃までで、6歳以降は発達余地が少ない。3歳児健診での見落としにより、治療至適時期を徒過してしまうと生涯にわたる視覚障害となる恐れがある。

3歳児健診における視力検査とは

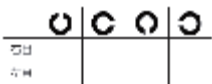
< 意義 >

弱視は早期に発見できれば就学まで治すことが可能だが、見逃されると治療が遅れ、将来にわたり十分な視力が得られなくなる恐れがある。そこで、3歳児健診での視力検査は、視覚発達の感受性のある時期に、早期に弱視が発見できる大切な機会となる。

< 検査フロー >

一次検査

各家庭で保護者がランドルト環を用いて行う視力検査。アンケート（問診）も行う。



< 見逃し要因① >

正しい方法で実施されない等、家庭で保護者が行う視力検査の精度の限界…

二次検査

【屈折検査を行わない場合】

健診会場で、家庭でのアンケートと検査結果を確認し、異常等があれば、ランドルト環での再検査を実施。医師の診察の結果、対象者に精密検査を勧告。



< 見逃し要因② >

子どもの集中力が続かない、見えにくさや目の異常をうまく表現できない等により正確な検査ができない…

【屈折検査を行う場合】

受診時全例に屈折検査を実施。屈折検査によって、視力検査では見落とされがちな片眼性の弱視（不同視弱視）の屈折異常等を検出可。また、簡便・瞬時に検査が可能で、視力検査が困難なケースにも対応可。



【スポットビジョンスクリーナー】

検査距離約1mから両眼同時に、数秒以内に弱視リスクを判定。スクリーニング完了率は99.7%（視能訓練士施行の場合100%）

検査精度の向上・見逃し防止に有用

眼科精密検査

眼科医療機関にて精密検査を受診。市町村は精密検査結果報告を回収し、受診結果等を把握。

現状・課題

< 国の動き >

- 【H2】母子保健法の下で3歳児健診に視覚検査が導入。
- 【H9】3歳児健診の実施主体が都道府県から市町村に移管。
- 【H29】国通知「3歳児健診における視力検査の実施について」（29.4.7）
- 【R2】「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」（閣議決定）
- 【R3】令和4年国当初予算にて屈折検査機器購入費補助に係る予算措置。

< 事業概要 >

事業名	母子保健対策強化事業【新規】
内容	各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備等
実施主体	市町村
補助率	国1/2 市町村1/2
補助単価	6,043,000円

< 屈折検査の導入状況等 >

▶ 府内7/43市町村が導入【16.3%】

<参考> 全国市町村の28.4%が導入（「日本眼科医会」調べ）⇒ 全国と比べ低調

▶ 市町村の財政事情等により実施方法、内容等にばらつき ⇒ 地域格差

< 導入が進まない要因 >

- ハード面：①専用の屈折検査機器が高額（1台100万円以上）
②検査場所（半暗室等）の確保が必要
- ソフト面：③視能訓練士等検査員の確保が必要

設備導入・人員確保に伴うコストが大きなハードルとなっている

対策

■ ハード面：①屈折検査機器の整備を支援

②検査場所（半暗室等）の確保を支援

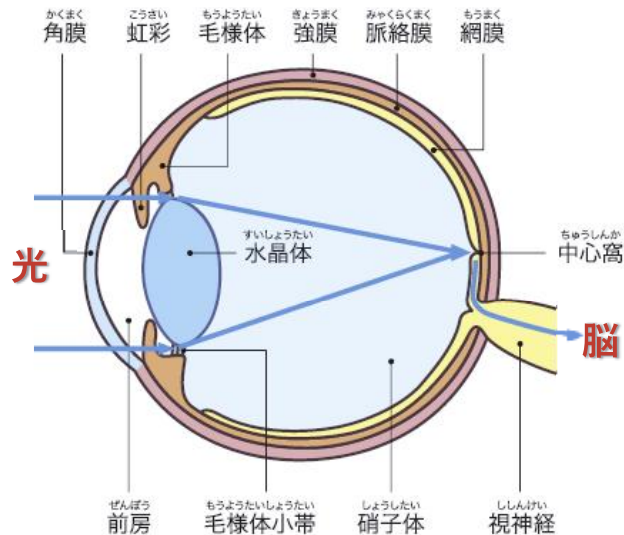
■ ソフト面：③検査員（視能訓練士等）の確保を支援

国で予算化

府で予算化

66 眼球の構造と子どもの視力の発達

【眼球の断面図】



- ・生まれてすぐには目の前のものが動くのが分かる程度しかなく、成長にともなって発達。
- ・生後1か月半頃から固視(中心窩で目標の像を捉えること)が可能となり、2か月頃から追視(動く視標を眼球運動で追いかけてみる)が可能に。
- ・生後4か月頃に正確な輻湊運動(近くのものを見る時に目を内側に寄せる反応)が獲得され、両眼で物を立体的にとらえる両眼視機能(立体視)は急速に発達後、4歳頃には成人と同様のレベルに。

66 「弱視」の定義と種類

(一般的) 眼鏡やコンタクトレンズで矯正しても視力がでない状態。主に福祉や教育の場面で用いる

(医学的) 乳幼児期の視力の発達の遅れによる低視力(眼球や脳の発育障害)のこと

本事業の「弱視」はこちら

1) 屈折異常弱視

両眼同程度の遠視や乱視の屈折異常によっておこる。3歳児健診で見逃されると就学児健診まで見つからないこともある。

2) 不同視弱視

左右の屈折値に差があり、適切な眼鏡をかけても、より屈折異常の強い方の眼の視力が他眼より明らかに不良な状態。3歳児健診でもっとも発見したい弱視。

3) 斜視弱視

両眼の視線がずれていると、右眼と左眼はそれぞれ別のものを見てしまうため、斜視眼の像を消してしまう脳の働き(抑制)が起こり、斜視眼の視力発達が損なわれる。

4) 形態覚遮断弱視

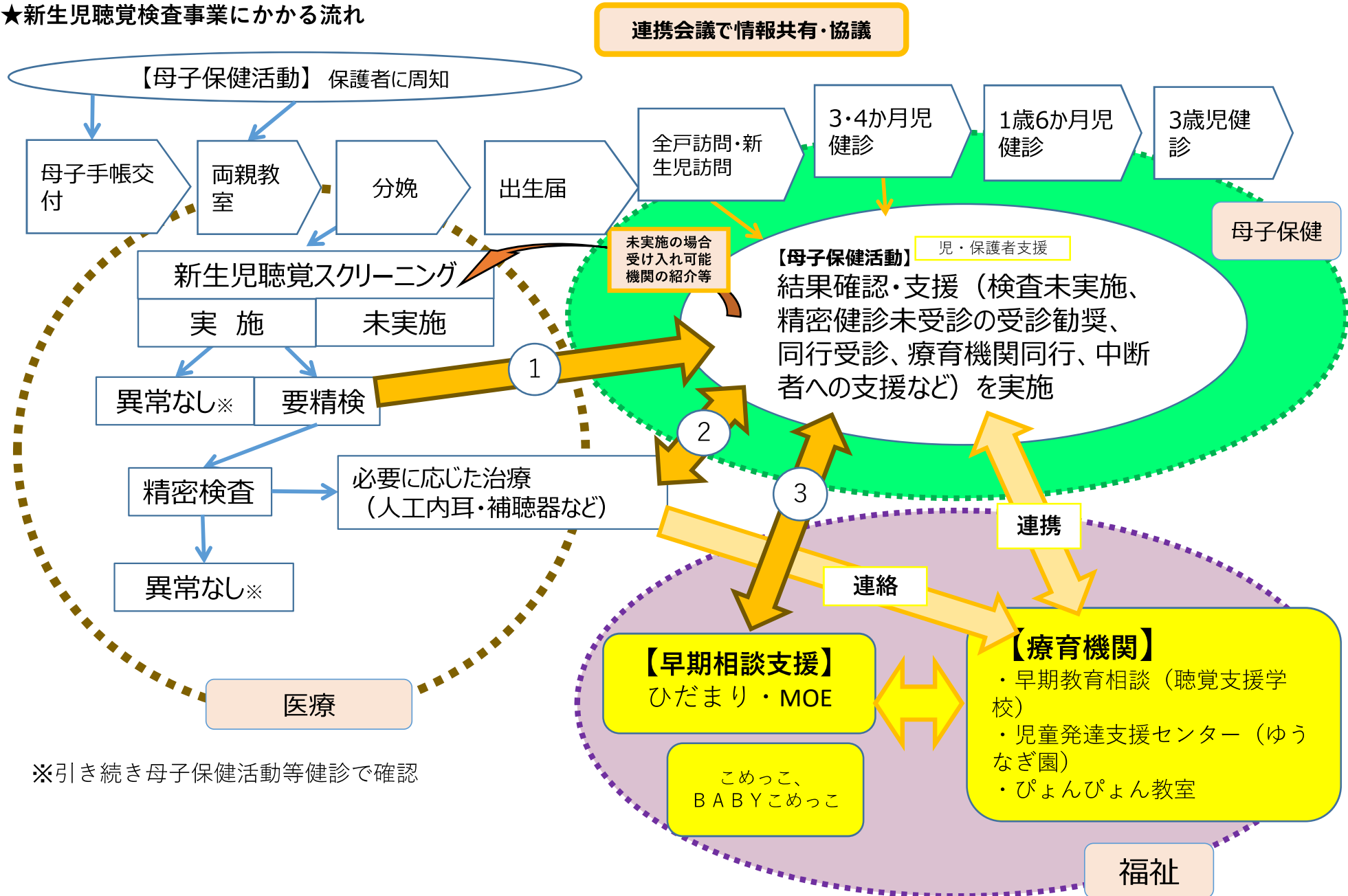
外界の対象物から網膜までの間に存在する障害物によって、中心窩へ鮮明な像を結ぶことができずに生じる弱視(白内障など)

66 ポイント

- **視機能は**眼球・脳の発達に伴い**乳幼児期に急速に発達**
- 医学的な意味での**弱視は視覚発達の感受性のある適切な時期(～6歳頃を想定)に治療を行うことによって、良好な視力を得られる可能性が高いため、早期発見、早期治療が重要!**

新生児聴覚検査体制整備事業

★新生児聴覚検査事業にかかる流れ



新生児聴覚検査体制整備事業

新生児聴覚スクリーニングへの支援

聴覚検査機器購入補助事業（R3～R5）

聴覚スクリーニング検査は、難聴児の早期発見・早期療育に最も有効であり、府内のどの分娩取扱機関で出産しても、精度の高い聴覚スクリーニング検査が受検できる環境を整備するため、自動ABR（自動聴性脳幹反応）機器を購入する分娩取扱機関に対し、購入費用を助成する。
※このほか、新生児聴覚検査推進体制確保事業（予算額62万6千円）を実施。

■補助金の概要

対象施設	府内の分娩取扱機関（産科施設）
対象経費	自動ABRを新規購入する費用（1施設につき1台） ※買い替えは対象外
補助率	1/2（事業者1/2、府1/4、国1/4）
助成限度額	180万円



令和3年度は、補助申請：29件 交付決定：12件
今年度は9月頃に交付申請の受付を開始予定

低出生体重児向け手帳（リトルベビーハンドブック）

リトルベビーハンドブックとは

小さく生まれた児（概ね1500g未満）とその保護者のために、母子健康手帳を補うものとして作成された副読本。発達遅れによる保護者の不安を解消する目的で作成するもの。

【他府県での作成状況】

- ◆静岡県が全国で初めて作成、平成30年4月から配布開始。
- ◆その後、各都道府県議会で京都府や神奈川県などが次々と作成を表明。
- ◆令和4年5月現在 作成予定含めると23都道府県が作成。



※静岡県で発行されている手帳の例

大阪府でも、当事者のニーズに応えるため一日でも早く当事者のもとへ届けられるよう取り組んでいく

【作成に向けてのスケジュール】

- ▶令和4年7月：第1回WG（医療関係者（NICUスタッフ）、当事者、行政保健師）を開催（全4回予定）
- ▶令和4年12月頃：とりまとめ案を市町村へ照会、原案完成
- ▶令和4年度内：LBH印刷後、医療機関等を通じて配布。

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

- ①周産期医療等の体制 ▶総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保 等
- ②小児医療等の体制 ▶子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実 等
- ③その他成育過程にある者に対する専門的医療等 ▶循環器病対策基本法等に基づく循環器病対策の推進 等

(2) 成育過程にある者等に対する保健

- ①総論 ▶妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進 等
- ②妊産婦等への保健施策 ▶産後ケア事業の全国展開等を通じた、成育過程にある者とその保護者等の愛着形成の促進 等
- ③乳幼児期における保健施策 ▶乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や股関節脱臼等の早期発見及び支援体制の整備 等
- ④学童期及び思春期における保健施策 ▶生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進 等
- ⑤生涯にわたる保健施策 ▶医療的ケア児等について各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築 等
- ⑥子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進 等

(3) 教育及び普及啓発

- ①学校教育及び生涯学習 ▶妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等
- ②普及啓発 ▶「健やか親子21(第2次)」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進 等

(4) 記録の収集等に関する体制等

- ①予防接種、乳幼児健康診査、学校における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶PHR 等
- ②成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースその他の必要な施策 ▶CDR 等

(5) 調査研究 ▶成育医療等の状況や施策の実施状況等を収集し、その結果を公表・情報発信することによる、政策的対応に向けた検討 等

(6) 災害時等における支援体制の整備 ▶災害時等における授乳の支援や液体ミルク等母子に必要な物資の備蓄及び活用の推進 等

(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ▶各種施策に関する各地域の優良事例の横展開を通じた各地域の施策の向上 等

その他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

- ▶国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクルに基づく取組の適切な実施 等

成育過程にある者等に対する必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進

成育医療等基本方針における記載

※成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針
※令和3年2月9日閣議決定

II 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項 2 成育過程にある者等に対する保健

(1) 総論

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、**プレコンセプションケア**※の実施などの支援を求める者や、支援が必要と認められる成育過程にある者等に対して適切に支援を実施するなど、需要に適確に対応した切れ目のない支援体制を構築する。

※ 女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組をいう。

(5) 生涯にわたる保健施策

男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、**プレコンセプションケア**に関する体制整備を図る。特に、若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

プレコンセプションケア等に係る有識者ヒアリングの開催

令和3年2月9日に閣議決定された成育医療等基本方針において、「プレコンセプションケアに関する体制整備を図る」と記載されている。今後、厚生労働省で、性・生殖に関する正しい知見の普及や性・生殖に関する相談の場の提供を推進していくに当たり、施策検討の参考とすることを目的とし、プレコンセプションケア等の有識者の方々に対するヒアリングを行った。二回のヒアリングでの主な意見は以下のとおりである。

第1回 令和3年5月20日

【ヒアリング対象者（3名）】

- 公益社団法人日本助産師会 安達久美子
- 国立成育医療センター総合診療部 阪下和美
- 学校法人桐朋学園 桐朋小学校 星野俊樹
(敬称略)

【主なご意見】

- 小児期・学童期より、性・生殖・ジェンダーに関する正しい理解を促すことが必要である
- とりわけ、①プライベートゾーン、②月経、③避妊の知識、④性的指向・性自認を中心に伝えることが重要である
- 性を含めた健康教育の実施には地域格差があり、健康教育の認知度を高めることが重要である
- 性に関する個別相談ができるような場・機会を学校・家庭以外にも確保していくことが重要である

第2回 令和3年5月27日

【ヒアリング対象者（3名）】

- プライベートケアクリニック東京 小堀善友
- 丸の内の森レディースクリニック 宋美玄
- Siblings合同会社 CEO、
性教育サイト命育 宮原由紀
(敬称略)

【主なご意見】

- 男性にプレコンセプションケアの概念が浸透していないが、男性不妊の原因として射精障害が増えており、思春期からの適切な性との向き合い方の啓発が必要である
- 包括的セクシュアリティ教育に関するコンテンツは作られてはいるが、それを効果的に届けるためにウェブやスマートフォンなどの活用が必要である
- 乳幼児健診や予防接種等、行政や医療機関と関わるタイミングを活用し、プレコンセプションケアに関する情報提供が望ましい

性と健康の相談センター事業【新規】

R4 予算案：9.2億円

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行う事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内容

- (1) 不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- (2) 妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- (3) 相談指導を行う相談員の研修養成
- (4) 不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- (5) 不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- (6) 特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7) 若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8) 出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- (9) 学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- (10) 思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：別添のとおり

おおさか不妊専門相談センター 事業の概要

開設年月	平成14年6月	事業形態	委託
場所	大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）内		
運営	大阪府立男女共同参画推進財団		
予算	生涯を通じた女性の健康支援事業（女性健康支援センター事業）補助金活用		
相談方法	○電話相談 ○面接相談 ○カウンセリング ※面接相談・カウンセリングは要予約		
相談員	産婦人科医師、助産師、心理士		
内容	○電話相談、面接相談、カウンセリング ○サポートグループ、セミナーの開催		
周知方法	府ホームページ、 SNS（Twitter・Instagram） ホームページ（ PC サイト・携帯サイト・スマートフォンサイト） リーフレットの配布 ・不妊治療指定医療機関 ・市町村保健センター ・大阪府内図書館 等		

おおさか不妊専門相談センター

大阪府・大阪市共同で「おおさか不妊専門相談センター」を設置し、不妊に悩む夫婦などに対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や不妊による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、当事者の語り合いの場の提供や、様々なテーマでのセミナー等を開催しています。

電話相談

- 相談員：助産師
- 相談時間：第1・3水曜日 **10:00～19:00**
第2・4水曜日 **10:00～16:00**
第1～4金曜日 **10:00～16:00**
第4土曜日 **13:00～16:00**

面接相談

- 相談員：産婦人科医師
- 相談時間：第4土曜日
①**14:00～14:30** ②**14:45～15:15**
③**15:30～16:00** ④**16:15～16:45**

カウンセリング

- 相談員：助産師
 - 相談時間：第1・3土曜日 **13:00～17:00**
(1日4組、1組50分)
- 〔セックスレスの相談〕 (オンライン相談のみ)
- 相談員：心理士
 - 相談時間：月2回木曜日 **19:00～21:00**
(1日2組、1組50分)

サポートグループ・セミナー

- サポートグループ：同じような悩みや経験をもつ当事者が集まり、不妊や不育について話し合うお話会
- セミナー：講師による「養子・里親」
「**AID**で生まれた人へのサポート」
など様々なテーマの研修
(定期的開催中)

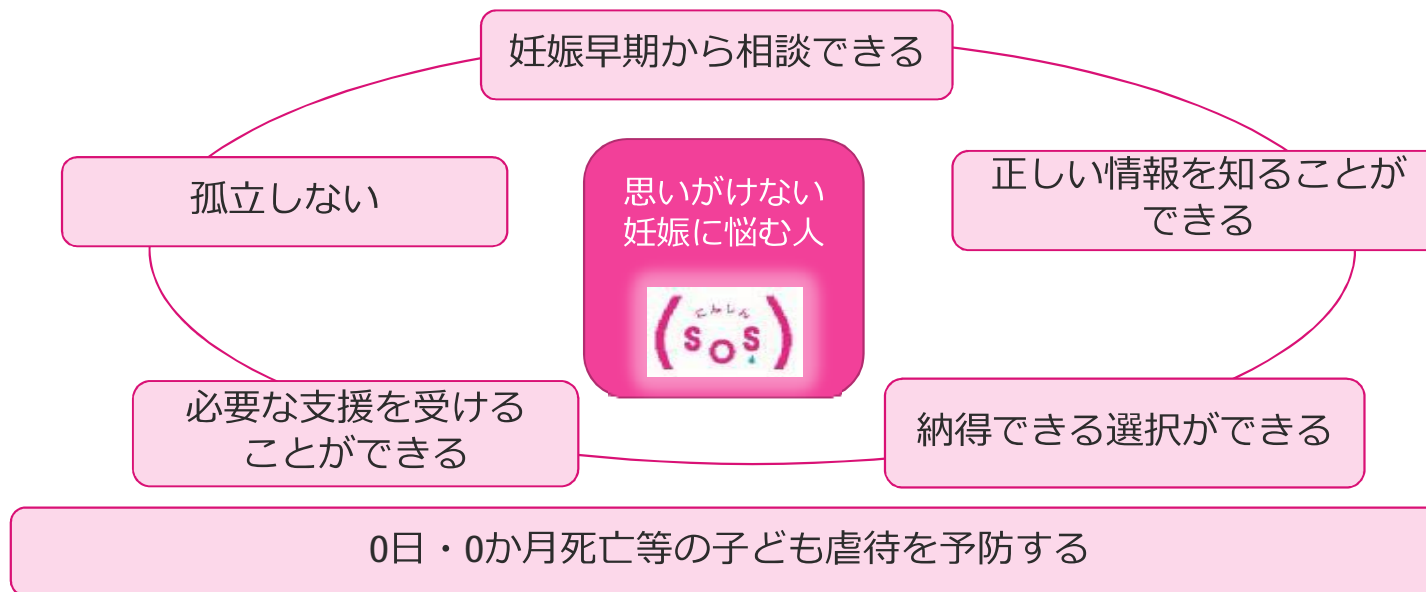
にんしんSOS 事業の概要

開設年月	平成23年10月	事業形態	委託
場所	地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪母子医療センター内		
運営	大阪母子医療センター 母子保健情報センター 母子保健調査室		
予算	生涯を通じた女性の健康事業(女性健康支援センター事業)補助金活用		
相談日時 利用方法	○メールによる相談:随時(返信は、電話相談時間に準じる) ○電話相談への対応:月曜～金曜(祝日除く)午前10時～午後4時 日曜 正午～午後6時(平成31年4月～開設)		
相談員	保健師・助産師 2人/日 (H25.1月より)		
内容	○メール・電話による相談受理 ○ホームページの運営 ○必要時、医療・保健・福祉機関への連絡、サービスの紹介		
周知方法	府政だより(府広報誌)、府ホームページ、府Facebook ホームページ(PCサイト・携帯サイト・スマートフォンサイト) チラシ・カードの配布 ○市町村母子保健主管課、児童福祉主管課、児童相談所等 ○各種研修会、イベント等 (他課、関係機関等と連携) ○高校等教育機関 (府教育庁、市町村と連携) ○コンビニエンスストア、総合スーパーマーケット、ドラッグストア(公民連携戦略デスクと連携)		

にんしんSOS

事業開始の背景

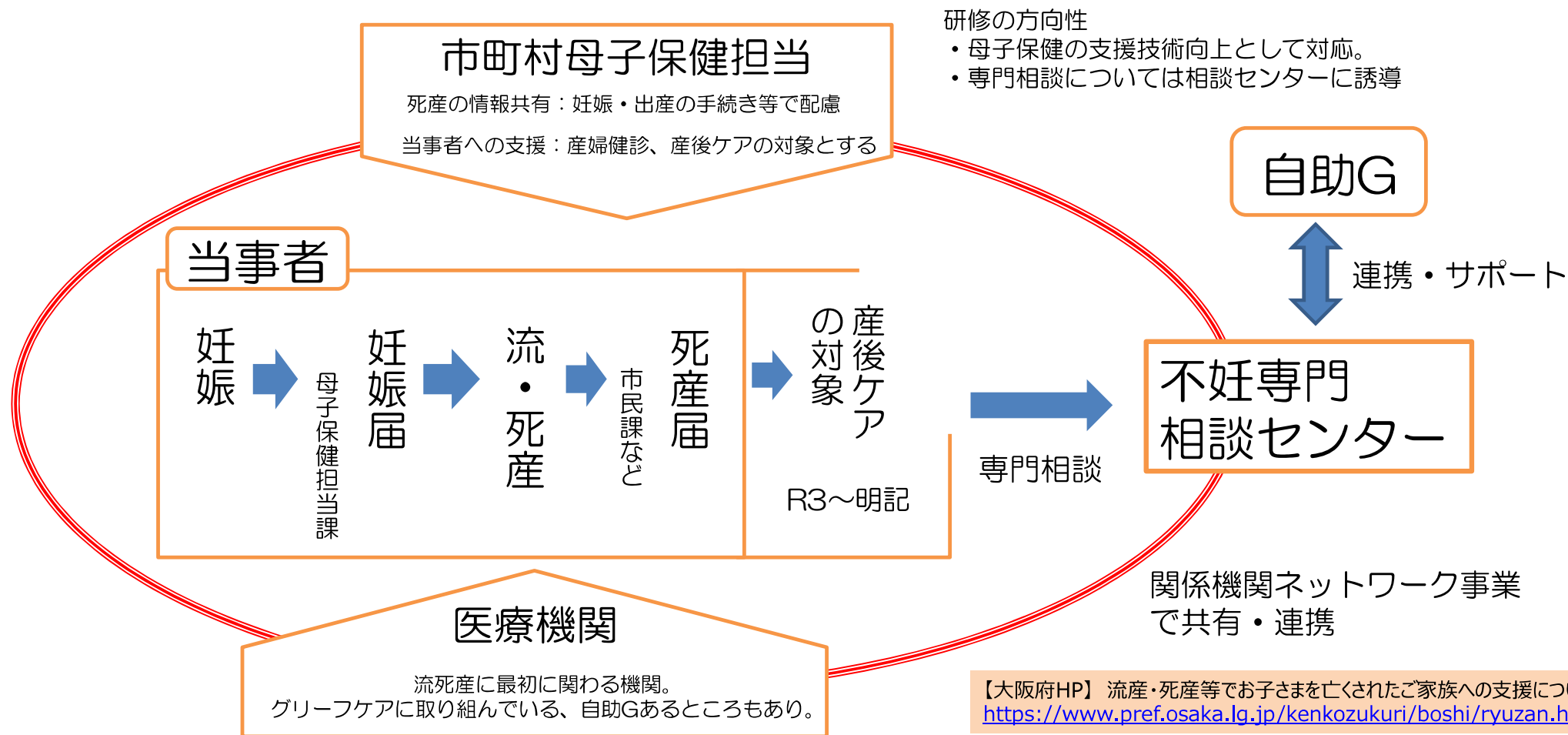
- Ⅰ 児童虐待の背景因子の一つとしての、「妊婦健康診査の未受診」の指摘（国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果報告書」）
- Ⅱ 大阪府では府内の実態を把握するため、平成21年度から未受診・飛込みによる出産の実態調査を実施。「未受診・飛込み出産」が、母子ともに極めてリスクの高い事象であることを実証。



地域の保健・医療・福祉等の関係機関と連携し、医療的・社会的ハイリスクで困難な状況にある人を支援につなげる体制を備えた相談窓口

グリーフケア 流産や死産を経験された方への支援について

グリーフケアに関する母子保健支援イメージ



グリーフケア 流産や死産を経験された方への支援について

流産・死産・人工妊娠中絶といった周産期の死も含めて「子どもとの死別」は、悲嘆（グリーフ）が強く、当事者は心身ともに様々な反応を経験します。大阪府では、流産・死産等でお子さまとの死別を経験された方々が、悲嘆（グリーフ）を抱えて孤立することのないよう適切な支援に取り組んでいます。

大阪府の取り組み

〇月1回のサポートグループの開催

グリーフアドバイザー資格を持つ当事者と助産師がファシリテーターとして参加し、同じ経験をされた当事者同士が各々の想いを安心して語り合える場を提供しています。

〇流産や死産を経験された方への情報を掲載したページの作成

大阪府のホームページにおいて、相談窓口や自助グループに関する情報提供を行っています。

〇支援者向けの動画配信

令和4年7月1日～22日、医療従事者や自治体職員向けにグリーフケアの基礎知識について学ぶ動画を配信しました。

（申込者数：831人（うち重複18人））

お空のわが子とともに生きる天使ママのお話会
にじいろプレイス

突然の赤ちゃんとの別れ。親にとって、これ以上の想ひは存在するのでしょうか？
それは流産や死産で赤ちゃんを亡くされたご両親にとっても同じです。
数日であれ、数か月であれ、毎日に生きていた我が子、
一緒に愛する子どもへの想ひ、失った想ひを語り合いませんか？

想ひ、想ひ、自責感…涙よく様々な感情
いつまでたっても癒れない涙…

安心してそんな想ひを語れるように、
グリーフケアアドバイザー資格を持つ当事者と助産師が
ファシリテーター（進行役、寄り添い役）として参加します。
安心してご参加ください。

ファシリテーター	開催時間	場 所	対 象	定 員
本府 助産（コミュニティ助産師） 大阪 助産（助産師）	1000～1200	府庁センター （大阪市東淀川区東中津） 4F 研修室	流産・死産（人工妊娠中絶、 胎死産後、新生児死亡など）、小児が子種 を亡くされた方まで、ご家族	各回 10名

【開催日】第3水曜日
令和4年 4/20 6/15 8/17
10/19 12/21
令和5年 2/15

【開催日】第4土曜日
令和4年 5/28 7/23 9/24
11/26
令和5年 1/28 3/25

お申し込み 申込フォームよりお申込みください。 [お申込フォーム]

お問い合わせ 若狭湾中央産科助産センター
TEL: 06-6310-1310 E-MAIL: soden@swiro.jp

主催：大阪府・大阪府 産科・助産：（一財）大阪府産科助産師協会（府庁4階）

月1回開催中のサポートグループちらし